

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月 30日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県瀬戸市品野町1-198	
氏 名 増岡窯業原料株式会社	
取締役 増岡 順	
電話番号 0561-41-2411	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	増岡窯業原料株式会社 本社工場
事業場の所在地	愛知県瀬戸市品野町1-198
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	22 窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	本社 90
③ 従業員数	35人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	自社の珪砂、粘土の精製工程から排出された汚泥（再生処理土）を原材料の仕入れ先である鉱山採掘跡地に運搬し、埋め戻し材として再活用する。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 代表取締役 ↓ 産業廃棄物担当員 ↓ 収集運搬業者 愛知県珪砂鉱業協同組合 東海窯業原料(株)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	キラ汚泥及びその類似物	
	排出量	76,828 t	t
	(これまでに実施した取組) キラ、汚泥の余剰分は、仕入先鉱山採掘跡地の埋め戻し材として再活用されている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	キラ汚泥及びその類似物	
	排出量	76,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 受注状況により増減が大きく、単純に比較出来ないが、そのすべてを窯業原料又は、購入元鉱山の埋め戻し用土として有効利用しているが、排出量を削減するとともに未利用資源の有効活用を図っていく。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物はキラ汚泥のみであり、分別収集に関しての取り組みの必要を感じない。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 通常営業活動の中で主としてタイル、瓦用原料としての利用を増進させる事。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後する予定の取組) 他用途への使用可能性の研究について積極的に行っている。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	キラ汚泥及びその類似物	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	23,048 t	t
	(これまでに実施した取組) 本来粘土を製造する施設であり単純な脱水機なのでこの設備による発生量は、供給量に比例するものであり減量比率の変化による考えは難しい。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	キラ汚泥及びその類似物	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	23,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	キラ汚泥及びその類似物	
	全 処 理 委 託 量	53,780 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	53,780 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 工程改善により歩留りを上げ、発生を抑制する。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	キラ汚泥及びその類似物	
	全 処 理 委 託 量	53,000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	53,000 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。